

特定保健指導の 利用方法が変わりました

「いばらき共済」平成30年3月号 (No.310) および平成30年5月号 (No.311) でお知らせしましたとおり、平成30年4月から、新たに(株)ベネフィットワン・ヘルスケアと委託契約を結び、「個別訪問型特定保健指導」が受けられるようになりました。

意向調査において、「個別訪問型特定保健指導」を希望する場合は、委託業者から勤務先へお電話により特定保健指導の案内をします。

特定保健指導は、将来の生活習慣病を防ぐための大切な機会です。ぜひ利用しましょう。

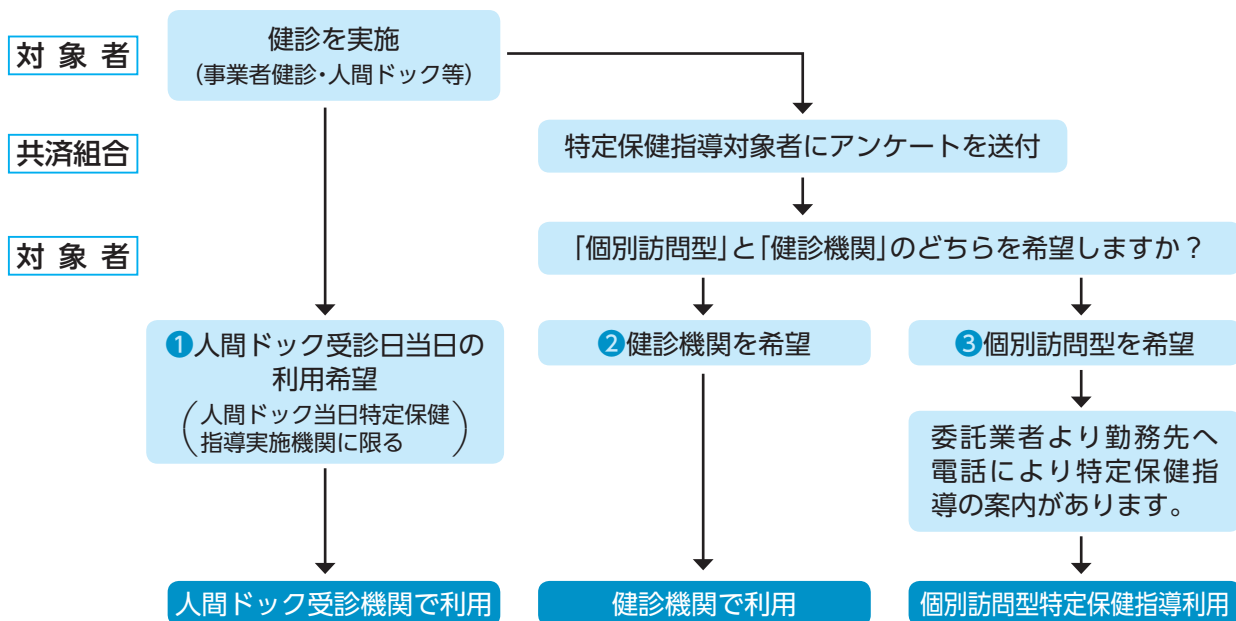
委託業者 株式会社ベネフィットワン・ヘルスケア

特定保健指導実施方法 個別訪問型特定保健指導

個別訪問型特定保健指導とは？

特定保健指導対象者の方が希望する場所へ、管理栄養士または保健師等が直接伺い初回面談を行います。

個別訪問により、仕事の合間など時間を有効に使い特定保健指導が受けられます。



- 1 人間ドック受診日当日に特定保健指導を実施します。後日改めて健診機関に行く手間が省け、時間を有効に使えますので、積極的に活用することをお勧めします。
- 2 上記1以外の方で、特定健診の結果、特定保健指導対象者（動機付け支援・積極的支援）となった方に対して意向調査を行います。特定保健指導委託健診機関で利用する場合は、「健診機関利用希望」申請書を提出ください。
- 3 上記1および2以外の方で、「個別訪問型特定保健指導」（平成30年度新設）を希望する場合は、上記2の「健診機関利用希望」申請書の提出は必要ありません。後日、(株)ベネフィットワン・ヘルスケアのスタッフより組合員の勤務先へ電話連絡により特定保健指導の案内をいたします。

平成30年4月からの変更のポイント

	旧	新(平成30年4月～)
利用方法	<ul style="list-style-type: none"> ①人間ドック受診日当日利用 ②特定保健指導委託健診機関で利用 	<ul style="list-style-type: none"> ①人間ドック受診日当日利用 ②特定保健指導委託健診機関で利用 ③「個別訪問型特定保健指導」利用
事前アンケート	対象者に「特定保健指導に関する調査書」による意向調査	対象者に「健診機関利用希望」申請書による利用方法の調査 ※「特定保健指導に関する調査書」は廃止となります。
アンケート提出者	対象者全員	健診機関利用希望者のみ ※「個別訪問型特定保健指導」利用希望の方は提出の必要はありません。
決定通知	特定保健指導利用券発行による通知	【健診機関利用者】 特定保健指導利用券発行による通知 【個別訪問型特定保健指導利用者】 (株)ベネフィットワン・ヘルスケアのスタッフより勤務先を通じて電話連絡。

「個別訪問型特定保健指導」利用のポイント

1. 「健診機関利用希望」申請書の提出は必要ありません。
2. 「健診機関利用希望」申請書の提出がなかった対象者の方全員に、後日(株)ベネフィットワン・ヘルスケアのスタッフより組合員の方の勤務先へ電話連絡により特定保健指導の案内をいたします。(面談日、場所などを調整し決定します。)
3. 対象の被扶養者の方についても、(株)ベネフィットワン・ヘルスケアのスタッフより組合員の方の勤務先へ電話連絡により特定保健指導の案内をいたします。(面談日、場所などを調整し決定します。)
4. 個人の連絡先等へ電話連絡を希望する場合は共済事務担当課へ申し出てください。
5. 特定保健指導利用券の発行はありません。
6. 特別な理由により、特定保健指導を辞退する場合は(株)ベネフィットワン・ヘルスケアのスタッフに理由を申し出てください。

